

第5次伊賀市地域福祉計画策定方針（案）

1 地域福祉計画策定の目的

「伊賀市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条（以下「法」という。）の市町村地域福祉計画として策定しています。地域住民に最も身近な行政主体である市が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について、多様な関係機関と協議の上、整備するものです。

少子高齢化による人口の減少は、生産年齢人口の減少を招き、社会や地域において様々な担い手の不足を引き起こしています。平成16年の合併時10万人を超えていた伊賀市の人口も、近年では毎年1,000人を超えるペースで減少し、2024（令和6）年11月末現在の住民基本台帳では84,719人にまで減少しています。また、令和6年9月現在、高齢化率（伊賀市34.1%全国平均29.3%）、後期高齢化率（伊賀市19.7%全国平均16.8%）ともに全国平均を大きく上回っています。

このような状況のなか、伊賀市では、すべての市民が安心して人生の最後まで暮らしていけるまちづくりのために、全世代・全市民を対象にした地域包括ケアシステムの構築をめざして取り組んできました。しかしながら、昨今の社会情勢の中で人々が安心して暮らしていくうえで生じる課題は、様々な分野が絡みあって「複雑化」及び「複合化」してきています。さらに、地域における「支え合いの基盤」や、人と人の「つながり」の意識が希薄になってきていることから、これまでの社会システムの継続が困難になりつつあり、持続可能な社会への転換が求められています。

このようなことから、伊賀市では今後も第4次伊賀市地域福祉計画で掲げた理念である「ひとりひとりが支え合い つながりあいながら、いきいきと暮らせるまちづくり」をさらに進めていくために、地域住民等が支え合い、人権を尊重し、一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現をめざし、本計画を策定します。

2 策定方針

第4次伊賀市地域福祉計画における取り組みの柱であった「地域の力を高める」「専門機関の力を高める」「地域と専門機関をつなぐ」を軸とした、全世代型の地域包括ケアシステムを引き続き推進することに加え、地域住民や地域の多様な主体の助け合いを推進することなどをまとめた計画を策定します。

あわせて、伊賀市自治基本条例に基づくパブリックコメントや、計画骨子の検討段階でのタウンミーティングを実施し、伊賀市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に地域福祉の推進の取り組みを進めていく計画とします。

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の市町村地域福祉計画として策定しています。伊賀市総合計画における市の将来像を掲げた基本構想をはじめ根幹的な施策を示す再生計画や各分野別の計画とも連携し、また、子ども、障がい、高齢・介護等の計画を横断及び包括する計画になります。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に定める「市町村の区域における成年後継制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

4 計画に盛り込むべき事項

本計画は、地域福祉の推進に関する事項として、法および市町村地域福祉計画の策定ガイドライン（別紙1）に掲げる事項を盛り込んで策定することとします。

5 計画期間

第5次伊賀市地域福祉計画は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年の5か年計画とします。

6 策定スケジュール

第5次伊賀市地域福祉計画は、2025(令和7)年度中に策定するものとし、第5次伊賀市地域福祉計画策定スケジュール（別紙2）に基づきすすめます。

7 策定の体制

(1) 審議機関

地域団体等の代表者、保健、医療、福祉関係の代表者、公募委員、有識者等で構成する「伊賀市地域福祉計画推進委員会」に市長が諮問し、答申を受けることとします。

(2) 市民参加

市民の皆さんからの幅広い意見や提案を反映させるため、アンケート調査やパブリックコメントの実施、タウンミーティング等による市民との意見交換の場を設けます。

(3) 庁内体制

市関係課で構成する「伊賀市地域福祉計画推進本部会議」において、第5次伊賀市地域福祉計画の策定に必要な資料を作成し、伊賀市地域福祉計画推進委員会に提出します。

また、庁内の専門職等による検討が必要な場合は、伊賀市地域福祉計画推進本部会議にプロジェクトチームを設けることとします。

なお、伊賀市地域福祉計画推進委員会から答申された内容は、市の総合政策会議に諮り、第5次伊賀市地域福祉計画案とします。